

各務原市女性会議補助金交付要綱

(平成13年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の社会活動の促進を図るため、各務原市女性会議に補助金を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年7月各務原市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、各務原市女性会議とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、補助事業者の行う次の事業とする。

- (1) 各地域女性会議の連絡強調及び育成強化
- (2) 女性の地位と教養を高めるための学習活動等
- (3) 明るく豊かな家庭及び地域社会を築くための活動
- (4) 指導者の養成
- (5) 市民運動への協力並びに行政機関及び各種団体との連携
- (6) その他各務原市女性会議の目的達成に必要な事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要した額の2分の1以内とする。ただし、25万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条に定める補助金交付申請書の提出期限は、毎年度4月30日とする。

(実績報告)

第6条 規則第11条に定める補助事業実施報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の概算払)

第7条 市長が必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第8条 補助事業者は、補助事業に関する書類、帳簿等を、補助事業が完了した年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成27年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。